

2023 年頭所感



特許技監
桂 正憲

新年明けましておめでとうございます。2023年の年頭にあたり、御挨拶申し上げます。

デジタル化やリモート化の浸透、企業活動のさらなるグローバル化など、我が国を取り巻く経済・社会情勢は大きく変化しています。また、地球温暖化対策は世界の喫緊の課題となっており、日本政府としても「2050年カーボンニュートラル宣言」を発表し、GX実行会議を立ち上げるなど、脱炭素社会の実現に向けた検討の動きを本格化させています。こうした状況下で、特許庁は、変化する外部環境やニーズに即した様々な取組を行い、知的財産の側面から我が国の持続的な経済成長を支援してまいります。

一昨年、コーポレートガバナンス・コードに知的財産に関わる項目が盛り込まれたことによって、知的財産がより一層注目されています。「知的創造」、「権利設定」、「権利活用」からなる知的創造サイクルを加速させ、「知財エコシステム」を実現するためには、特許権等をタイムリーに取得することが極めて重要です。このため特許庁では、

「世界最速・最高品質の特許審査」を標榜し、2023年度末までに特許の権利化までの期間と一次審査通知までの期間を、それぞれ平均14か月以内、平均10か月以内とする10年目標を設定しました。2019年度以降、国際特許出願の増加や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これらの期間が一時的に少し伸びましたが、コロナ禍が続く中で期間短縮に鋭意取り組み、現在その遅れはほぼ挽回できています。2023年度末まであと1年あまり、引き続き目標達成に向けて特許審査部間一丸となって取り組んでまいります。

また、審査の品質向上に向け、2014年度以降、品質管理体制の整備やユーザーニーズを踏まえた各種取組の実施・改善を進めています。例えば、面接や電話等による出願人等とのコミュニケーションに関しまして、オンライン会議やクラウド電話等のシステム導入、運用の見直し等、よりご満足頂けるような取組を進めています。その結果、近年のユーザー評価調査では、審査の質に関する複数の観点で高い評価を頂いております。審査官の判断の均質性等、一層の改善が期待される項目については、審査官間の協議の推進等の効果的な取組を着実に実施し、審査の質のさらなる向上を図ってまいります。

日本企業が海外展開していく上で、グローバルに強く安定した特許権を迅速に取得、活用できる環境を整備することが重要です。特許庁はこれまで、海外知財庁との連携を強化しながら、日本企業の国際展開を様々な支援してまいりました。例えば、特許庁は世界で最も多くの知財庁と特許審査ハイウェイ (PPH) を実施しています (2022年11月時点で44庁)。また、審査官の派遣・受入等を通じた国際審査協力の取組を延べ34か国の知財庁等と実施する等、諸外国知財庁と極めて良好な関係を構築しています。私自身、昨年10

月に、ラテンアメリカ諸国から16か国の知財庁が参加し、今後の知財分野での協力について意見交換を行う会合（ラテンアメリカ政策対話）に参加する機会を頂きました。ラテンアメリカ諸国の知財庁関係者には親日家が多いことに加え、我が国特許庁の施策等に関して高い信頼と関心が示されるなど、我が国との協力関係強化に意欲的であり、こうした海外知財庁との関係をより一層深めることの必要性をあらためて実感しました。意匠については、意匠五庁において、相互運用性を高めるため相互協力の取組を進めています。審判については、昨年6月に五庁審判部ハイレベル会合が開催され、ポストパンデミックを見据えた取組等の最新動向が紹介されるとともに、五庁の審判官の人材育成方法について情報交換を行いました。昨年10月には、国際知財司法シンポジウム2022が物理開催され、日米欧の「審判の最新状況」及び「特許権に対する無効・異議制度の実情」をテーマとした講演等を通じて、各国の知財司法制度の相互理解を深めました。今後も海外知財庁との連携・協力を推進してまいります。

社会全体が脱炭素化と持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組を強化する中、特許庁においても庁内業務・ユーザーの皆様向けの施策の両面からしっかり取り組んでいく必要があります。庁内業務の面からは、ペーパーレス審査・審理、テレワーク環境の整備に関する取組を推進していきます。ユーザーの皆様向けの施策としては、昨年6月に、グリーン・トランスフォーメーション（GX）技術に関する特許情報を簡単に分析できるよう、GX技術を俯瞰する技術区分表（GXTI）と各技術区分に対応する特許検索式を世

界に先駆けて作成・公表しました。現在、GXTIを用いて、各国の特許出願動向を概括する調査を行っており、今後、調査結果を発信する予定です。加えて、米欧中韓の特許庁等に対して、GXTIの効果的な活用方法やGXTI自体の改善について提案や議論を行うとともに、必要に応じてGXTIを改訂していくことを検討しております。今後も脱炭素化や持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

昨年4月に、国際調和並びに第三者の監視負担及び審査負担の軽減の観点から、マルチマルチクレーム制限[※]が導入されました。制限導入に伴い、特許庁ウェブサイトにおいてマルチマルチクレーム検出ツールを提供し、マルチマルチクレーム制限への適切な対応をお願いしています。ユーザーの皆様のご協力により、マルチマルチクレームを含む出願の割合は大幅に減少しています。引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

我が国を取り巻く環境は大きく変化していますが、我が国の産業の持続的な発展とユーザーの皆様への貢献のため、ニーズに柔軟に対応しながら、引き続き力を尽くしてまいります。皆様のご健康と御発展をお祈り申し上げて、新年の御挨拶とさせていただきます。

※）他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項に記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない（特許法施行規則第24条の3第5号）。